

伊丹市一般職員服務分限条例等の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市一般職員服務分限条例等の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

国家公務員の給与その他の事情を考慮して、夏季における特別休
暇の取得が可能な期間を拡大するとともに、55歳を超える一般職
の職員の昇給制度を見直すほか、在宅勤務等手当を創設するため。

伊丹市一般職員服務分限条例等の一部を改正する条例（
令和6年伊丹市条例第 号）

（伊丹市一般職員服務分限条例の一部改正）

第1条 伊丹市一般職員服務分限条例（昭和26年条例第212号）
の一部を次のように改正する。

第14条第17号中「7月から9月まで」を「6月から10月
まで」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第43
8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「単身赴任手当」の右に「、在宅勤務等手当」
を加える。

第9条第3項中「同項中「4号給」とあるのは、「2号給」と、
60歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している職員（
別表第4アの適用を受ける職員を除く。）に関する前項の規定の
適用については、同項中「の昇給の号給数を4号給とすることを
標準として規則」とあるのは「について、任命権者が」を「第
1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であ
る場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、
勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」に改め
る。

第13条の3第2項第2号中「及び育児短時間勤務職員」を「、
育児短時間勤務職員及び第13条の5の規定により在宅勤務等手
当を支給される職員」に改める。

第13条の4の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第13条の5 住居その他これに準ずるものとして規則で定める
場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間そ
の他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規
則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を

超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の1項を加える。

(令和6年度における昇給の特例)

3.2 令和6年度における昇給については、第9条第3項の規定にかかわらず、伊丹市一般職員服務分限条例等の一部を改正する条例(令和6年伊丹市条例 号)第2条による改正前の第9条第3項の規定により行うものとする。

(伊丹市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 伊丹市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年伊丹市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の右に「,在宅勤務等手当」を加える。

(伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和42年伊丹市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の右に「,在宅勤務等手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。